

保育業務支援システム構築要件仕様書

津山市保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務

津山市こども保健部こども課

平成30年1月

目 次

- 1 . システム導入方針
- 2 . システム化業務要件
 - (1) 対象業務の概要
 - (2) 非機能要件
- 3 . システムの開発要件
 - (1) システム構成
 - (2) 機能要件
 - ・機能要件詳細【表 1】
 - (3) 画面要件
 - (4) 帳票要件
 - (5) データ移行要件
 - (6) セキュリティ要件
- 4 . 研修
 - (1) 研修の実施
 - (2) 研修内容
 - (3) 研修計画
 - (4) 研修方法
- 5 . 保守
 - (1) 対応時間について
 - (2) その他

1. システム導入方針

本業務の導入にあたっては、次の方針でシステム構築を行う。

- (1) 園児情報を園ごとに一元管理でき、重複した入力作業を行うことなく、正確で効率的な事務作業を可能とするシステムを導入すること。
- (2) 利用者の操作性・利便性を考慮し、容易に操作でき、できる限り少ない操作で目的が達成できるよう工夫されたシステムであること。
- (3) セキュリティ強化、冗長化、運用コスト削減等の観点から構築を行うこと。
- (4) システムの利用期間は5年を想定しているが、利用期間を延長した場合には、システムの稼働開始から6年以降でも保守及び運用支援が確保できること。また、運用中の法、制度改正に対応するなど保守及び運用支援が確保できること。
- (5) 移行が必要なデータについては、本市職員による移行作業により、原則すべて本システムに移行できるようにサポートすること。なお、最終的な移行データの範囲は発注者の指示に従うこと。
- (6) 本要件仕様書に記載のないものであっても、システムの稼働を実現するうえで必要なものは全て含めること。
- (7) 今後のシステムの拡張を想定した柔軟な機器構成とすること。園ごとに閉鎖された既存の無線ネットワークシステムを使用すること。
- (8) 津山市情報セキュリティポリシーに沿って業務を行うこと。

2. システム化業務要件

本業務では、以下の業務のシステム化を予定している。また、本システムは、「3.(2)機能要件」を満たすものとする。

(1) 対象業務の概要

園児登降園管理事務

- ・園児の登降園の確認と検診簿の作成

園児台帳、教育保育要録作成事務

- ・園児基本情報の管理
- ・健康状態・発達状況等の記録及び台帳情報を基とした教育保育要録の作成

保育指導計画作成業務

- ・教育保育課程の作成
- ・年間指導計画を基とした月案・週案・日案の作成
- ・月齢別、個別指導計画の作成

延長保育料集計事務

- ・延長保育利用者への保育料集計事務

職員勤務管理事務

- ・職員の出退勤管理及び勤務シフトの作成

(2) 非機能要件

新規に下記の機器のリースを開始する。ネットワーク構築は、オンプレミスでの導入とし、既設の無線ネットワークに接続して利用する。無線ネットワーク方式は5GHz帯を使用するのが望ましい。無線LANの暗号化方式は、WPA2-PSK(AES)を利用する。

導入機器については、運用可能なスペック及び設定を行うこと。

設置場所	津山市立みどりの丘保育所 (定員120名) 津山市大田8314	津山市立勝北風の子ども園 (定員230名) 津山市新野東6001
リース台数	サーバー 1台	サーバー 1台
	事務室用	事務室用
	デスクトップパソコン 1台	デスクトップパソコン 1台
	ノートパソコン 1台	ノートパソコン 1台
	保育室用ノートパソコン 9台	保育室用ノートパソコン 12台
	タブレット 9台	タブレット 12台
	プリンター 1台	プリンター 1台
	登降園受付用端末 2台 (読取もしくは入力用)	登降園受付用端末 2台 (読取もしくは入力用)

1) 各ハードウェアの要件

・サーバーの仕様要件

ストレージ 6年分のデータが全て保存できるものとし、可能な範囲で拡張性を考慮した容量とする。

セキュリティ セキュリティソフトを導入し、コンピュータウイルス感染のリスクに対処するための仕組みを装備すること。

・クライアントノートPCの仕様要件

CPU、メモリ アプリケーションがストレスなく利用できるレベルであること。

ストレージ 250GB以上

OS Windows10

InternetExplorer Version11以降

Office	Microsoft Office2016、JUSTOFFICE3 のどちらかとする。 調達するアプリケーションが動作可能であればどちらでもよい。 なお、本市が保有するボリュームライセンスで調達し、リース期間満了後は本市がライセンスを保有するものとする。
セキュリティ	セキュリティソフトを導入し、コンピュータウイルス感染のリスクに対処するための仕組みを装備すること。
液晶ディスプレイ	ノート PC : 15.6 型 ~ 17.0 型ワイド デスクトップ PC : パネルタイプ TFT/ワイド/非光沢 画面サイズ 23 型以上 接続方法 DVI-D (デジタル接続ケーブル(1.5m以上)添付のこと)
その他	光学 USB スクロールマウス、マウスパッド、再インストールに必要なリカバリ DVD 等添付すること。
無線 LAN	5GHz 帯で使用できること。Wi-Fi®準拠
筐体カラー	こども課と協議の上導入すること。
・タブレットの仕様要件	
OS	ネットワーク内でデータを共有しやすい OS にすること。
液晶ディスプレイ	10 ~ 11 インチクラス
セキュリティ	セキュリティソフトを導入し、コンピュータウイルス感染のリスクに対処するための仕組みを装備すること。
無線 LAN	5GHz 帯で使用できること。Wi-Fi®準拠
筐体カラー	こども課と協議の上導入すること。
・プリンターの仕様要件	
種類	モノクロプリンタ
規格	A3 対応、対応プロトコル TCP / IP 無線 LAN (5 GHz 帯での導入が可能なもの)、有線 LAN、 USB 接続が可能なもの 対応 OS は Windows10 とする。

2) 保守について

故障等の連絡があれば、技術者が速やかに現場に出向き処理すること。
故障の等の連絡後 24 時間以内に修理完了又は代替機使用ができること。
ハードウェアの修理は、原則として現場で修理を完了すること。

1年間のハードウェア無償サポートを行うこと。

3) 問合せ

故障等の問い合わせには即時対応すること。

4) その他

アプリケーションソフト利用期間は、リース期間と同じとする。

搬入費、設置等の経費を含め、輸送梱包用段ボール等の不要な廃棄物は、処分すること。納入場所は、利用場所とする。

ストレージの容量は、6年分のデータが全て保存できるものとし、可能な範囲で拡張性を考慮した容量とする。

パッケージの開発、導入に精通したプロジェクトマネージャーが、本プロジェクトに参画すること。また、開発期間中の進捗状況報告を適宜行うこと。

設置完了日 平成30年3月31日

3. システムの開発要件

本事業における、システムの開発要件は以下のとおりとする。なお、「3.(2)機能要件」の詳細については【表1】の項目について、提案価格の範囲内で本稼働までにすべて実装すること。

(1) システム構成

園内での情報共有ができるシステムであること

システム構築及び業務運用に必要な機器がある場合は提案すること。また、機器を提案する場合の費用は、提案価格(別紙様式第5号「価格提案書」)に含めること。

(2) 機能要件

園児登降園管理事務

- ・園児の登降園時刻が記録できること。
- ・登降園時刻の入力は、職員や保護者にも扱いやすく管理しやすいものであること。
- ・登降園の状況が各職員と園内で共有できること。
- ・登降園時の入力漏れに対する再入力や調整がしやすいこと。
- ・延長保育料集計事務との連携が図れること。
- ・園児の体調や伝達事項等の記載ができること。

園児台帳・教育保育要録作成事務

- ・本稼働までに可能な限り津山市及び岡山県の様式に対応でき、カスタマイズが可能であること。（「保育業務支援システム帳票様式（見本）」参照）
- ・「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に沿った語句の登録、引用ができること。
- ・集計データ、帳票の例文、過去作成したデータの引用ができること。
- ・入力、出力、作表がしやすいこと。

保育指導計画作成業務

- ・本稼働までに可能な限り津山市及び岡山県の様式に対応でき、カスタマイズが可能であること。（「保育業務支援システム帳票様式（見本）」参照）
- ・「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に沿った語句の登録、引用ができること。
- ・集計データ、帳票の例文、過去作成したデータの引用ができること。
- ・入力、出力、作表がしやすいこと。

延長保育料集計事務

- ・園児登校園管理システムのデータを引用できること。
- ・標準時間認定児、短時間認定児に対応できること。
- ・料金、時間の変更に対応できること。

【参考；平成 29 年度延長保育料単価】

短時間認定児延長保育時間； 7：00～ 8：30（200 円）

16：30～ 18：00（200 円）

18：00～ 19：00（200 円）

標準時間認定児延長保育時間； 18：00～ 19：00（200 円）

- ・集計データの出力、作表がしやすいこと。

情報共有機能

- ・職員間において行事予定、事務連絡、園児情報の共有（事故・ヒヤリハット等）ができること

職員の出退勤管理及び勤務シフト作成事務

- ・時間帯別必要保育士数の管理ができ、シフトの作成ができること。
- ・シフト作成後の変更に対応できること。
- ・職員ごとに勤務時間の管理ができること。

その他保育業務の効率化に繋がる機能

【表 1】

	機 能	内 容
1	園児登降園管理	検診簿（出席簿）の自動作成、出欠日数集計
		体調管理、個別検査等の記録
		在園状況確認（登降園者、欠席者、欠席理由等）
		登園児童の給食、おやつ等の数量集計
		アレルギー食対応児童の出席状況把握
2	園児台帳作成 教育保育要録作成	園児基本情報（氏名、住所、生年月日、既往症等）
		保護者、家族情報（住所、勤務先、連絡先等）
		園児記録（成長記録、身体計測、生活記録等）
3	保育指導計画作成	教育・保育課程作成
		年間指導計画（期別、月齢別）作成
		月案（月齢別、個人別）、週案、日案作成
4	延長保育料集計	登降園管理と連動した利用時間集計、請求書作成
5	情報共有	行事予定、事務連絡、園児情報の共有
6	職員勤務管理	必要保育士数管理、勤務シフト作成、勤務時間集計

（ 3 ） 画面要件

次の要件を備えている。

視認性（画面配置の的確性、配色や文字の大きさの的確性、画面項目の必要十分性等）

操作の効率性（キーやマウスの使用法、入力補助機能等）

操作方法の習得の容易性

（ 4 ） 帳票要件

教育保育要録、児童票等の帳票は可能な限り津山市及び岡山県の様式（別添「津山市保育業務支援システム帳票様式（見本）」）に対応するようなカスタマイズを行うこと。改訂等で様式の変更が生じた場合は、適宜契約の範囲内で柔軟に対応すること。また、改定に際し料金が発生する場合は、本市と協議の上対応すること。

(5) データ移行要件

本市が提供する園児情報をまとめたエクセルファイルを契約業者は必要に応じて加工し、データ移行作業をサポートすること。移行の際は個人情報の取扱いに留意すること。

【移行データ】

園児氏名	園児カナ	性別
生年月日	市年齢	認定区分
保育必要量	保護者氏名	保護者カナ
住所	(連絡先)	(その他園児情報)

今回構築するシステムを、本市が次回のシステム更新の時期において、他社の新システムに更改する場合、データの抽出や移行、各データのレイアウト仕様書、その他必要な帳票類の提出など、本市と協議の上、柔軟に対応すること。

移行、改定に際し契約の範囲を超え料金が発生する場合は、適宜本市と協議の上対応すること。

(6) セキュリティ要件

ネットワークを含め、以下の事項を考慮したセキュリティ対策を有すること。

情報漏洩及び改ざんを防ぐためにデータに対するセキュリティ対策を講じること。
管理者やユーザーのアクセス制御などソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。

障害発生時に即時の復旧が可能な対策を講じること。

その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

4. 研修

本件契約業者は、システムの構築とともに本市職員に対する研修を行うこと。

以下に記述する点を考慮し、研修の内容、回数、1回あたりの研修時間・受講人数やスケジュールを提示すること。また、提案者が必要と考える項目が他にある場合には、それも併せて提案すること。

(1) 研修の実施

本件契約業者は、システム構築に着手してから完了するまでの間に、システム管理及び利用に必要な研修を実施すること。

(2) 研修内容

対 象	内 容
システム管理者 (所長、担当者、事務職員)	管理者用保守・運用マニュアルによる全般的な研修 システム障害発生時の対処方法の研修 管理機能も含めたシステム全部の使用方法
システム利用者 (保育士、保育教諭)	本システムの全般的な使用方法

(3) 研修計画

提案者は、研修計画書を作成し事前に提出すること。研修計画書には、運営組織、研修の目的、内容、研修対象、方法、日程、場所、講師などを明記すること。

(4) 研修方法

マニュアルだけでなく、本システムを使用した研修を行うこと。

システム管理者には、システムの構成および障害対処方法について、研修を行うこと。

6 . 保守

本システムの稼働にあたって、園及び本市からの障害の連絡や、操作方法についての問い合わせに対応するためのヘルプサポートデスクを設けること。

(1) 対応時間について

障害等受付手段

電話、メール、FAX

ヘルプデスクサポート対応時間

日・祝祭日・年末年始を除く平日の 8 : 30 から 17 : 30 まで (ヘルプデスク対応時間外の障害受付の対応については翌日でも可。ただし緊急時は、即時の対応が必要)

サポート期間

本契約におけるサポート期間は、平成 3 0 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 5 年 3 月 3 1 日とする。

(2) その他

障害等が発生した際に速やかに対応できる体制をとること。